平成２４年（フ）第８０２７号
東京都杉並区阿佐谷北１丁目32―10―801
債務者　大野留美子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０２８号
神奈川県相模原市緑区町屋１丁目23―18―202
債務者　沼澤　好美
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０３０号
東京都中野区弥生町２丁目15―９―203
債務者　松田　清彦
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０３８号
東京都江戸川区本一色２丁目11―７―202
債務者　川崎　一憲
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０５２号
東京都練馬区大泉町２丁目55―５
債務者　原　みどり
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０６１号
東京都三鷹市北野１丁目３―36―101
債務者　柳澤佳世子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０６２号
東京都港区南青山１丁目３―17―1403
債務者　西本　道弘
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０６３号
神奈川県横浜市神奈川区神大寺２丁目16―17―105
債務者　喜舎場喜信
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０７９号
東京都板橋区若木２丁目31―３―401
債務者　本間　禮造
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０８５号
東京都武蔵野市境南町３丁目14―23　いずみコーポ
債務者　黒崎　洋子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０９０号
東京都板橋区前野町４丁目41―11
債務者　若松　智子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０９１号
千葉県佐倉市井野1008―59―103
債務者　松戸　健春（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０９４号
東京都江東区北砂７丁目７―１―820
債務者　畠山　　明
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１０３号
東京都荒川区南千住８丁目６―３―314
債務者　礒部　敦子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１０８号
東京都中野区大和町１丁目41―10―101
債務者　福山　英雄
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１０９号
埼玉県さいたま市西区大字佐知川854―104
債務者　渋井　麻希
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月